

不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する省内連絡会議  
(第1回)

日時：平成27年3月17日(火)

17:30～

場所：中央合同庁舎3号館  
4階特別会議室

議 事 次 第

1 挨拶

2 議 事

- (1) 不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する省内連絡会議の設置について
- (2) 東洋ゴム工業(株)が製造した免震材料の大臣認定不適合等の状況について
- (3) 不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する当面の方針(案)について

不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する省内連絡会議

メンバー

平成27年3月17日

北川国土交通副大臣

うえの大臣政務官

本田事務次官

徳山技監

佐々木国土交通審議官

西脇大臣官房長

山田大臣官房技術審議官

佐々木大臣官房広報課長

橋本住宅局長

杉藤大臣官房審議官（住宅）

山口住宅局総務課長

林田住宅生産課長

木下建築指導課長

石崎建築物防災対策室長

田中建築安全調査室長

石井建築業務監理室長

清瀬不動産課長

北村建設業課長

不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する省内連絡会議  
設置趣旨等について

平成27年3月17日

住 宅 局

1. 趣 旨

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料（高減衰ゴム系積層ゴム支承）について、①大臣認定の内容に適合しない製品を販売していたこと（大臣認定不適合）、②不正な申請書を提出し性能評価・大臣認定を受けていたこと（大臣認定不正取得）が判明したことを受け、北川副大臣をヘッドとする省内連絡会議を開催し、同社製免震材料を用いた建築物の安全対策の情報共有を図るとともに、我が国の免震技術の信頼性の回復のために講ずべき措置について検討を行うこととする。

2. 会議の構成

北川国土交通副大臣、うえの大臣政務官  
事務次官、技監、佐々木国土交通審議官  
西脇大臣官房長、山田大臣官房技術審議官  
広報課長、不動産課長、建設業課長  
住宅局長、杉藤大臣官房審議官、総務課長、住宅生産課長、建築指導課長  
建築物防災対策室長、建築安全調査室長、建築業務監理室長

3. 定例日

当面、月曜日の夕刻に開催することとする。ただし、新たな動きが発生した場合等においては、必要に応じ、省内連絡会議を開催することとする。

4. 当面の対応

当面、東洋ゴム工業（株）に対して指示した次の事項のフォローアップを中心に情報交換を行い、対象建築物の所有者等の安全の確保に万全を期す。

- ①建築物の所有者への早急な説明の状況
- ②対象建築物の構造安全性の検証の状況
- ③免震材料の交換・改修その他必要な対策
- ④再発防止策
- ⑤他の大臣認定品の法適合性の確認

平成 27 年 3 月 13 日

住宅局建築指導課・住宅生産課

## 東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の大臣認定不適合等について

## 1. 概要

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料である「東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承」について、①大臣認定の内容に適合しない製品を販売していたこと（大臣認定不適合）、②不正な申請書を提出し建築基準法に基づく性能評価・大臣認定を受けていたこと（大臣認定不正取得）が判明した旨、同社から国土交通省に報告がありましたので、お知らせいたします。

## 2. 内容

## ①大臣認定不適合について

東洋ゴム工業（株）が平成 15 年から平成 23 年にかけて大臣認定を受けた免震材料について、地震の揺れを抑える能力が大臣認定品よりも低い製品（具体的には、等価粘性減衰定数・等価剛性の平均的な製造ばらつきが大臣認定で許容されていた基準値±10%を超えていた製品）を販売していました。

・現時点で大臣認定不適合が判明：55 棟（販売された免震材料は 2,052 基）  
した棟数（調査中）

・物件の所在地：宮城県 5 棟、福島県 1 棟、茨城県 2 棟、埼玉県 3 棟、東京都 5 棟、神奈川県 6 棟、新潟県 1 棟、長野県 1 棟、静岡県 3 棟、岐阜県 2 棟、愛知県 6 棟、三重県 4 棟、京都府 1 棟、大阪府 2 棟、香川県 1 棟、愛媛県 2 棟、高知県 9 棟、福岡県 1 棟

・物件の用途：共同住宅 25 棟、庁舎 12 棟、病院 6 棟、倉庫 4 棟、データセンター 2 棟、工場 2 棟、研究施設 1 棟、個人住宅 1 棟、事務所 1 棟、複合施設 1 棟

・物件の規模：15 階建て以上のものが 10 棟程度（最大で 30 階建て）

※構造安全性については現在調査中ですが、上記建築物のうち、東日本大震災時に宮城県仙台市宮城野区・青葉区（震度 6 強～6 弱の地域）に建設されていた 3 棟については、震災後に現地調査を実施した管理会社等から構造体に損傷は生じなかったとの報告を受けています。

## ②大臣認定不正取得について

東洋ゴム工業（株）が平成 18 年以降に免震材料の性能評価・大臣認定を申請するに当たって、上記①の大臣認定不適合製品が当該大臣認定に適合する製品であるものとして製造実績を提出し、新たな性能評価・大臣認定を受けていました。

・不正取得が判明した大臣認定数：3 件

・認定を受けた免震材料の名称：東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承

- ・ 認定番号 : 認定番号 MVBR-0317 (平成 18 年 10 月 25 日付け)  
認定番号 MVBR-0343 (平成 19 年 4 月 26 日付け)  
認定番号 MVBR-0438 (平成 23 年 10 月 25 日付け)
- ・ 指定性能評価機関 : (一社) 日本免震構造協会

### 3. 国土交通省における対応

#### (1) 大臣認定の取消し

不正取得に係る免震材料の大臣認定 3 件については、本日付けで取り消しました。

#### (2) 東洋ゴム工業 (株) に対する指示

本日、東洋ゴム工業 (株) に対して、次のことを指示しました。

- ①大臣認定不適合が判明した免震材料が設置された建築物の所有者に、その旨を早急に説明するとともに、当該建築物の設計者等の関係者と協力して、速やかに構造安全性の検証を実施し、その結果を国土交通省及び所轄の特定行政庁に報告すること。
- ②構造安全性の検証を踏まえ、必要なものについては免震材料の交換・改修その他必要な対策を速やかに実施し、その結果を国土交通省及び所轄の特定行政庁に報告すること。
- ③徹底した原因究明を行い、再発防止策を検討し、国土交通省に報告すること。
- ④東洋ゴム工業 (株) が保有する他の大臣認定について、改めて法適合性を確認すること。

#### (3) 特定行政庁に対する要請

本日、関係する特定行政庁に対して、大臣認定不適合が判明した免震材料が設置された建築物について、東洋ゴム工業 (株) からの報告を受けて、建築基準法上の不適合状況の確認、構造安全性の検証結果を踏まえた是正指導を行うよう要請しました。

#### (4) 建築物所有者等への対応

##### ①東洋ゴム工業 (株) の「免震ゴムお客様ご説明窓口」

電話番号 : 0120-880-328 (24 時間無休)

##### ②公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの相談窓口

電話番号 : 0570-016-100 (PHS や一部の IP 電話の場合は、03-3556-5147)

相談時間 : 10:00~17:00 (土日祝日を除く)

※住宅の品質確保の促進等に関する法律 (住宅品質法) に基づく住宅性能評価を受けている共同住宅等については、当該住宅性能評価の結果に影響が生じる場合もあります。

#### 【問い合わせ先】

##### ○建築基準法に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 今村 敬 (内線 39-515)  
企画専門官 高木 直人 (内線 39-532)  
電 話 : 03-5253-8111 (代表)、03-5253-8514 (直通)  
F A X : 03-5253-1630

##### ○住宅品質法に関すること

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 中野 秀也 (内線 39-453)  
係 長 野尻 真伸 (内線 39-421)  
電 話 : 03-5253-8111 (代表)、03-5253-8510 (直通)  
F A X : 03-5253-1629

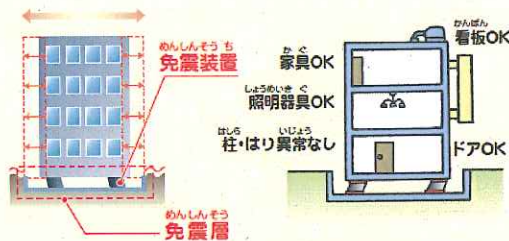
【参 考】

めん しん たて もの  
免 震 建 物

じしん ゆ  
地震の揺れを  
かわします



じしん ゆ  
地震がくるとゆっくり揺れる



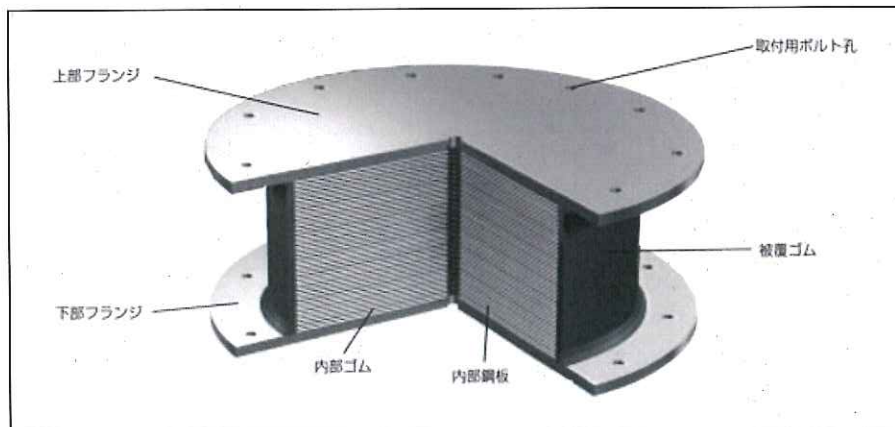
たてものないぶ じょうたい  
建物内部の状態



めんしんそうち 免震装置によって揺れを吸収するため、建物に伝わる揺れが少なくなり家具などが倒れにくくなります。

出典：(一社) 日本免震構造協会

「高減衰ゴム系積層ゴム支承」のイメージ



東洋ゴム化工品(株) ホームページより

※免震材料については、その品質が確保されるよう、全ての製品について大臣認定を受けることが必要とされています。(建築基準法第37条、平成12年建設省告示第1446号)

※大臣認定に当たっては、事前に、指定性能評価機関(免震材料については(一社)日本免震構造協会など)による性能評価を受けることとされています。(建築基準法第68条の26)

平成27年3月17日  
住宅局建築指導課

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の大臣認定不適合  
に係る建築物（庁舎、病院、複合施設）について

3月13日に公表いたしました「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の大臣認定不適合等について」の対象となる建築物のうち、庁舎、病院、複合施設について、下記のとおり公表いたします。

【庁舎】 12棟

名称	所在地	構造	階数	
			地上	地下
日立市消防拠点施設	茨城県日立市神峰町	RC	3	1
長野市第一庁舎	長野県長野市大字鶴賀緑町	RC	10	
御前崎市消防庁舎	静岡県御前崎市池新田	RC	2	
多治見砂防国道事務所庁舎	岐阜県多治見市小田町	RC	3	
鳥羽警察署庁舎棟	三重県鳥羽市松尾町字篠本	RC	4	
伊勢庁舎本館等	三重県伊勢市勢田町	RC	6	
枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎	大阪府枚方市新町	SRC	5	
愛媛県庁第一別館耐震改修工事	愛媛県松山市一番町	SRC	11	3
高知県本庁舎等耐震改修工事	高知県高知市丸ノ内	RC	6	
安芸総合庁舎	高知県安芸市庄之芝町	RC	6	
高知東警察署庁舎	高知県高知市大津字裏円瀬分	RC	4	
南国警察署庁舎	高知県南国市大桶字松山	RC	7	

【病院】 6棟

名称	所在地	構造	階数	
			地上	地下
県立志摩病院外来診療棟	三重県志摩市阿児町鶴方	RC	4	1
舞鶴医療センター	京都府舞鶴市字行永	RC	7	

民間の病院4棟については、所有者の同意が得られ次第公表いたします。

【複合施設】 1棟

名称	所在地	構造	階数	
			地上	地下
横浜山下町地区B1街区施設建築物	神奈川県横浜市中区山下町	RC/SRC	10	1

※いずれも東洋ゴム工業（株）提出の資料による。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 村田 英樹（内線 39-564）

企画専門官 高木 直人（内線 39-532）

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

FAX：03-5253-1630

## 不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する当面の方針（案）

### 1. 利用者・居住者の安全の確保

- （1）利用者・居住者への周知徹底の状況の確実な把握
- （2）対象建築物の構造安全性の早急な検証（3月末までを目標）
- （3）速やかな改修の実施

### 2. 原因究明及び責任の所在の明確化

### 3. 制度上の課題の総点検

- （1）性能評価・大臣認定プロセスの総点検
- （2）制度上の改善策の検討